○経済産業省告示第二百十七号

冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）第七条第一項第五号、液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）第六条第一項第二十号、一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）第六条第一項第十七号、コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）第五条第一項第二十四号、特定設備検査規則（昭和五十一年通商産業省令第四号）第十三条並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）第五十三条第二号ヰ及び第五十四条第二号チ(6)の規定に基づき、高圧ガス設備等耐震設計基準（昭和五十六年通商産業省告示第五百十五号）の一部を次のように改正し、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十三年十月三十一日

経済産業大臣　枝野　幸男

第一条第二号中「昭和四十三年通商産業省令第十四号」を「平成九年通商産業省令第十一号」に、「第五十四条第十号ヘ」を「第五十四条第二号チ(6)」に改める。

第一条の二第三項中「第五十四条第十号ヘ」を「第五十四条第二号チ(6)」に改める。

第二条第二項第一号ハ中「第十六条の二」を「第十七条」に改め、同条第三項第一号イ中「耐震設計用許容応力」の下に「等」を加える。

第三条第二項中「地動速度又は地動変位」を「地表面における地震動に対する速度応答スペクトル（液面揺動の周期ごとの速度を表す曲線をいい、液面揺動の減衰定数五パーセントに対するものとする。以下同じ。）」に改め、同項の表を次のように改める。

T	V_H（T）
T_C以下	$V_H(T)=250\mu_V\beta_1\beta_2'$
T_C超	$V_H(T)=250\frac{T_C}{T}\mu_V\beta_1\beta_2'$

備考　この表においてT、V_H（T）、μ_V、β_1、β_2'及びT_Cは、それぞれ次の値を表すものとする。

T　液面揺動の固有周期であつて、次の算式により得られる値（単位　秒）

$$T=2\pi\sqrt{\frac{D}{3.682g}\coth\left(\frac{3.682H_l}{D}\right)}$$

この算式においてg、D及びH_lは、それぞれ次の値を表すものとする。

g　重力加速度（単位　メートル毎秒毎秒）

D　内径（単位　メートル）

H_l　最高液面高さ（単位　メートル）

V_H（T）　地表面における地震動に対する速度応答スペクトル（単位　センチメートル毎秒）

μ_V　地表面における水平地動速度に基づく係数であつて、レベル一地震動にあつては一・〇、レベル二地震動にあつては一・〇以上の値

β_1　前項第一項に規定する値

β_2'及びT_C　地域に基づく係数及び値であつて、次の表の上欄に掲げる地域区分に応じ、同表の下欄に掲げる値

地域区分		β_2'	T_C	
1－1	埼玉県	全域	一・〇	一〇・〇
	千葉県	全域		
	東京都	全域		
	神奈川県	佐渡市を除く全域		
	新潟県			
1－2	北海道	函館市、苫小牧市、石狩振興局管内、十勝総合振興局管内、釧路総合振興局管内及び根室振興局管内	一・〇	七・五
	秋田県	全域		
	山形県	全域		
	茨城県	全域		
	静岡県	全域		
	愛知県	全域		
	三重県	全域		
	大阪府	全域		
	兵庫県	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市及び伊丹市		
2	北海道	空知総合振興局管内、後志総合振興局管内、胆振総合振興局管内（室蘭市及び苫小牧市を除く。）、日高振興局管内、渡島総合振興局管内（函館市を除く。）、留萌振興局管内及び宗谷総合振興局管内	〇・七五	七・五
	青森県	全域		
	宮城県	全域		
	福島県	全域		
	新潟県	佐渡市		
	富山県	全域		
	石川県	全域		
	山梨県	全域		
	長野県	全域		
	徳島県	全域		
	香川県	全域		
	愛媛県	全域		
	高知県	全域		
	福岡県	全域		
	佐賀県	全域		
	熊本県	全域		
	大分県	全域		
	宮崎県	全域		
	鹿児島県	全域		